
電気通信事業分野の 競争状況の評価について

平成14年12月12日
事 務 局

目 次

1 . 本研究会でのケーススタディの手法と対象 2

2 . 画定に先立つサービス選定 3

3 . 市場画定の着眼点 4

4 . 競争評価の着眼点 8

5 . 判断の基準に関する着眼点 9

1. 本研究会でのケーススタディの手法と対象

～ 本研究会の議論を具体的・実践的なものとするために～

- 競争状況の評価手法の一般モデルを具体的、実践的に検討するため、市場で実際に取引されているADSL、固定電話、携帯電話をケーススタディとして取り上げる。
- このケーススタディは、市場画定や競争状況の評価の際の考え方や課題等を明らかにするために行う作業であって、いわゆる「ADSL」、「固定電話」、「携帯電話」というサービスを「市場」として画定し、競争状況の評価することを意味するものではない。
- ADSL等のサービスとその各々の周辺のサービスを例に、需要や供給の代替性等に基づいて市場画定を試行し、その画定された市場における競争状況の評価を試行することによって浮かび上がるであろう競争評価に際しての課題やそれに対する解決法等について検討する。
- なお、ADSL、固定電話、携帯電話を対象として取り上げるのは、次のような理由による。
 - (1) ADSL・・・ADSLは、近年、加入数が急激に増加している代表的な高速インターネット接続サービスである。また、他にも複数のインターネット接続サービスが存在し、それらと同一サービスとして市場が画定されるかどうかによって競争状況の評価は、大きく変わる可能性がある。このため、複数のサービスとの代替性を多角的に検討するケースとして優れている。
 - (2) 固定電話・・・固定電話は、加入数の多い代表的な電気通信サービスであるが、近い将来にIP電話等の新技術により代替されていく可能性が指摘されている。また、設備のボトルネック性を有している。このため、従来と異なる新技術の市場画定に与える影響やボトルネック設備の存在が競争状況に与える影響等を検討するケースとして優れている。
 - (3) 携帯電話・・・携帯電話は、加入数が固定電話を上回る代表的な電気通信サービスである。また、設備のボトルネック性を有していないが、電波資源の有限性の故に参入事業者が限られる特性がある。このため、有線とは異なる無線の特徴を反映する競争評価の必要性の有無等を検討するケースとして優れている。

2. 画定に先立つサービス選定

● 今回の研究の目標である競争状況の評価のための一般モデルが英国に倣うのであれば、競争を促進する必要があると判断したサービスをまずはある程度大きく捉えて分析対象とし、次に当該サービスを構成する要素サービス間の代替性等を分析して市場の画定を行うことになる。すなわち、競争が十分機能していない可能性のある市場を取り上げて、市場の画定作業を進めることとなる。

● なお、EUの「関連市場に関する勧告（草案）」では、

- 高くて、一時的ではない参入障壁
- 適切な期間に、自然に有効な競争的な状態に移行しない市場
- 競争法単独では対応できない問題を含んだ市場

がその要件として挙げられているが、市場分析に先立つサービス選定の段階で、既に競争状況に係る一定の判断を下していることとなり、トートロジーとなっていると考えられる。

● このため、我が国においては、実際に競争評価を用いる政策の目標に応じて、サービス選定の要件を適切に設定する必要があるのではないか。

3 . 市場画定の着眼点

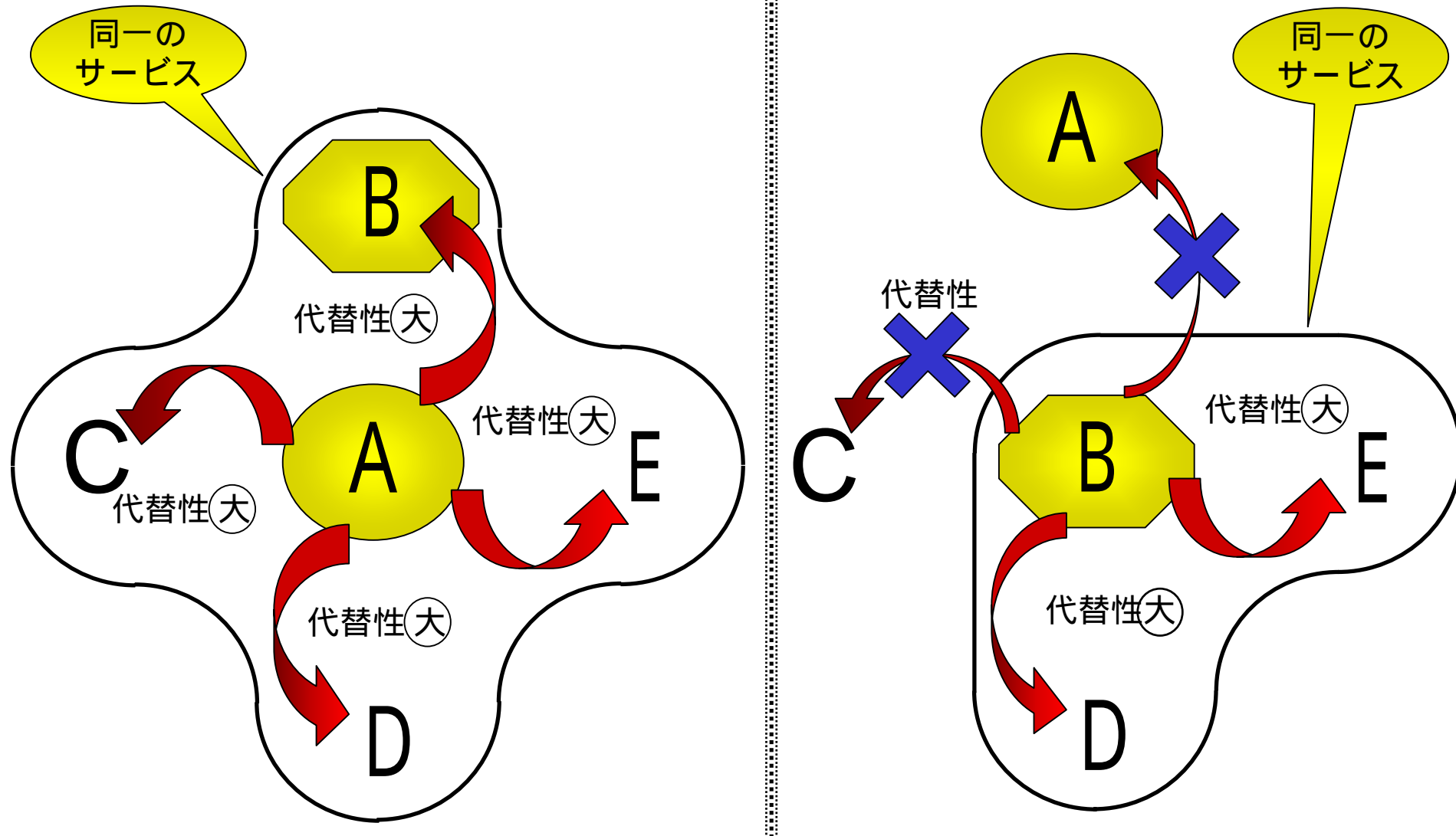
- 市場の画定にあたっては、利用者の視点からサービスの効用・機能に着目した需要代替性を基本とすべきではないか。その際、供給の代替性も考慮を要するのではないか。
- ケーススタディにおける実際の検証方法としては、EUガイドライン、英国「有効競争レビュー」における利用者向けアンケートや仮想独占事業者テストを参考とするのが適当ではないか。

- 需要代替性に基づく市場の画定の考え方（ADSLサービスとISDNサービスの例）



- ISDNサービスの競争状況を評価するために市場を画定するためには、ISDNサービス利用者にとってADSLサービスが代替的であるかどうかを分析し、仮に代替的であれば、ISDNサービスをADSLサービスと括って、例えばインターネット接続サービスとする。同様に、FTTH、CATVインターネット、FWA等との代替性を次々に検討し、同一サービスとして括れるサービス範囲を決定することで、ISDNサービスの市場を画定する。
- 一方、ADSLサービスの競争状況を評価するために市場を画定するためには、ADSLサービス利用者にとってISDNサービスが代替的かどうかを分析する。FTTH、CATVインターネット、FWA等との代替性を次々に検討するのは上記と同様。

3-1 . 需要代替性に基づく市場画定 (イメージ)



- 競争評価の対象サービス (= 市場画定のスタート地点となるサービス) によって、画定される市場の範囲が異なる場合があり得る。

3-2 . 英国「有効競争レビュー」での市場画定（例）

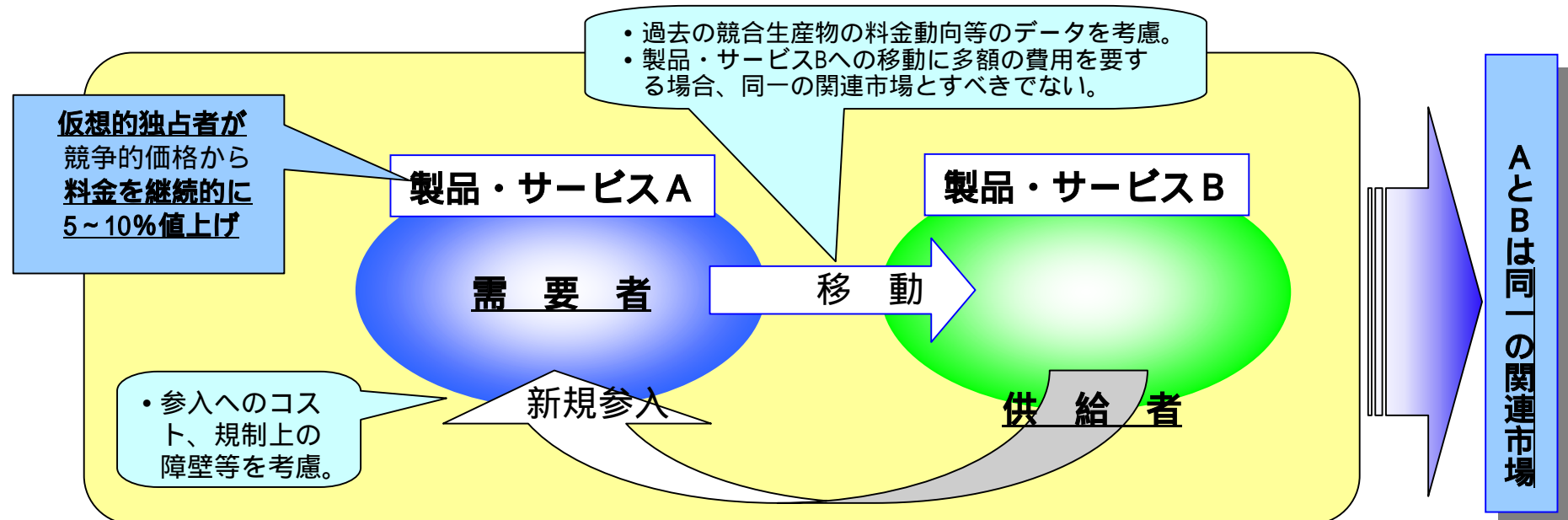
市場の画定

- 市場の画定は、ある市場における企業の料金設定行為に制約があるかどうかで判断し、制約があれば同一市場と考えられる。この制約は、消費者が他の代替サービス入手可能かどうか(需要代替性)、他の事業者がサービスを変更したり、生産量を増加することが可能かどうか(供給代替性)で判断する。

仮想独占事業者テスト(hypothetical monopolist test)

SSNIP(Small but Significant Non-transitory Increase in Price)テスト

- 考察対象の製品・サービスにおいて、小規模であるが有意かつ継続的な価格の引き上げ（通常、5～10%の範囲）に対応して、消費者が代替生産物又はサービスに転換するかどうかについて検証する。
- 仮想独占事業者テストは、競争法的観点から関連市場を画定するための需要及び供給の代替性を検証する手法の一つであり、欧米諸国において1990年代頃から採用されている模様だが、具体的方法については詳細不明。



3-3 . 地理的市場

● 電気通信事業分野では、サービスの種類によって、あるいは地域によって、競争の現況は斑状になっている。市場画定の際、競争進展の地域格差をどのように反映するかによって、競争状況の評価は大きく変わり得る。

- 参入は大都市等特定地域に限られるものの、当該地域においては支配力を有している事業者が存在する場合、市場の画定にどう反映するか。
(例)
 - ADSLサービスは業務区域を全国としている事業者も存在するが、現実のサービス展開は採算性も重視されている。
- 特定の複数社間の合併の際に市場を画定する独禁法と違って、全国規模や特定地域での支配力の有無を検証する必要がある一般モデルにおいては、単一事業者又はグループが全国、地域ブロック、県単位など様々な範囲の業務区域で事業展開している現状をどのように取扱って市場を画定すればよいか。
- 無線LANのスポットエリアには、電波の有限性に起因する実質的な参入障壁が存在している。また、BLEC (Building Local Exchange Carrier) は、通常、単一事業者が特定ビル内の通信サービスを提供することとなる。これらは、市場画定の問題なのか。仮にそうだとすると、一般モデルにどのように反映すればよいか。

4 . 競争評価の着眼点（英国等の代表的な指標例）

1 市場の構造や供給者の行動

(a) 加入者数及び売上高のシェア並びにその推移

(b) 参入障壁の大きさ、参入事業者数、新規参入・撤退の動向及びその要因

(c) 当該事業者及び関連事業者が他市場で有する市場支配力の影響

（留意点）

➤ 例えば、あるサービス領域の競争状況に対して大きく影響する他のサービス領域又は他の事業分野の競争状況の評価はどう取扱うか。

➤ 例えば、課金、認証等において市場支配力を有する通信事業者、ソフトウェア製造業者等の存在を競争評価ではどう取扱うか。

➤ 例えば、ある市場（他の公益事業分野を含む）で市場支配力を有する事業者が直接又は子会社形態でその他の市場に参入する場合を競争評価ではどう取扱うか。

(d) 前項のうち設備保有のサービス市場への影響

（留意点）

➤ 例えば、ボトルネック設備のサービス市場への影響をどう取扱うか。

➤ 例えば、地方自治体が提供するインフラ、電力会社が有する光ファイバ等の存在を競争評価ではどう取扱うか。

(e) 価格水準の変化、国際比較

(f) サービスの多様化

2 利用者の利益や行動

(a) 利用者のサービスへの満足度（利用者アンケート調査を実施）

(b) 利用者が十分な情報を得ているか（利用者アンケート調査を実施）

(c) サービス変更に際しての障壁

5 . 判断の基準に関する着眼点

1 総合判断の基準

各種指標について、各指標の軽重をどう判断して総合判断を下していくのか。

2 判断過程の透明化

総合判断へと至る過程を我が国の独占禁止法や英国の「有効競争レビュー」は、どう透明化しているのか。

3 時間軸の取扱い

競争の状況は、現実には競争が起きていることをもって競争的とし、競争に向かう、あるいはその逆の可能性については変化の方向として判断基準の一つとして捉える考え方は妥当か。

- 例えば、新サービスの創始期には、シェアは高いが競争が働いていないわけではない事例が生じる可能性がある。この場合、競争が働かない構造的事由のある事例とどのように区別すればよいか。